

ふ。(水夫長にして三八圓乃至四〇圓程度なり)
 即ち海友同志會(右船員は何れも會友同志會員なり)に於ては船員の待遇改善運動を起したのであるが、事業主たる曳船業者(もとより船主にして船長たるはなく船長以下何れも被雇者なり、中には兼者にして雇船に依る者もあり)は業身の不況に依り被雇船に雇進されつゝあるが如き窮狀に在りて、到底船員の待遇改善をなすの餘隙を有せず、かゝる事情の下に本年八月頃海友同志會に於ては曳船汽船々長等と協議したる結果先づ以て不況の現狀にては曳船制度の統制合理化に依り曳船賃の増收を圖るの外途なしとし、茲に曳船取扱店(中介業者)たる前掲の關西曳船會社、大和曳船商會、並に有田商店の三社合同に依り被雇船の自由を制限し一箇曳船業者の競争を緩和せんとしたのである。

2

曳船組合の成立

然るに曳船業者並に海友同志會の共同戦線たる三社合同案に對しては關西曳船會社の反對するところとなり、遂に九月末大阪港にて曳船の停船紛議を惹起したので、問題解決の爲十月上旬大阪に於て曳船取扱店たる右三社側と曳船汽船側とは被曳船側代表者並に海友同志會立會の上曳船汽船側代表者より十八頁に亘る要求書を提出出し之を協議したのである。(別紙議定書参照)
 其の結果三社の合同案は保留(議定書第一項参照)されたのであるが、曳船組合(同第六項参照)を認めしむることになつたのである、尤も之に對して被曳船側は、組合組織を以つて曳賃の不償効上策なりとして反對したのであるが、曳賃率は三者協定(第十二項参照)とし當分従來の若松大阪間の運賃屯當り一圓五十錢迄は曳賃五十